

保険料の納付が困難なときには ご相談ください

問い合わせ: 市役所国保年金課
(西館1階 ☎51・2290)

国民年金保険料の **全額免除** **4分の3免除** **半額免除**
4分の1免除 **若年者納付猶予** **学生納付特例** 制度があります。



国民年金には20歳から60歳になるまでの40年間加入します。平成26年度の毎月の保険料は15,250円と定額ですが、失業などで納付することが困難な場合には、申請して国の審査で承認されれば、保険料の納付が免除または猶予されます(申請時から2年1か月まで、さかのぼることができます)。
※任意加入被保険者は対象となりません

あなたの 国民年金

■制度別一覧表

制度名 要件など	申請免除(一般免除)				若年者納付猶予	学生納付特例
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除		
保険料(月額)	納めなくてよい	3,810円	7,630円	11,140円	納めなくてよい	納めなくてよい
老齢基礎年金受取額 (全額納付との比較)	2分の1	8分の5	8分の6	8分の7	受取額はありませぬ	受取額はありませぬ
対象者	20歳以上60歳未満の第1号被保険者(学生を除く)				20歳以上30歳未満の第1号被保険者(学生を除く)	20歳以上60歳未満の学生(第1号被保険者)
承認期間	7月～翌年6月(1年ごと)					4月～翌年3月(1年ごと)
手続き場所	住民票のある市区町村の国民年金担当の窓口で申請してください (本市では、各窓口センターでも申請手続きができます)					
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳・認印 失業で申請する場合は、雇用保険受給資格者証(写)または雇用保険被保険者離職票(写)などが必要です 				<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳・認印 学生証または在学証明書(有効期限がわかるもの) 	
所得審査の対象者	本人、配偶者、世帯主				本人、配偶者	本人
審査基準所得 (右記計算額より低い方)	<ul style="list-style-type: none"> 全額免除の場合 / (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円 4分の3免除の場合 / 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 半額免除の場合 / 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の1免除の場合 / 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 				全額免除の場合と同じ 半額免除の場合と同じ	
受給資格期間	<ul style="list-style-type: none"> 承認期間は未納期間ではなく、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されます 4分の3免除、半額免除、4分の1免除承認の場合、減額後の保険料を納めないと未納期間となります 					
「もしも」の時に	障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間として算入されます					
注意事項	原則、毎年申請が必要です					

法定免除制度

生活保護を受けている方および障害基礎年金(2級以上)を受けている方などに適用されます。申請すると、受給期間の国民年金保険料が免除されます。申請免除されている方でも、法定免除への切り替えが必要となります。なお、生活保護が廃止された場合は、法定免除から申請免除に切り替える必要があります。自動的に申請免除への切り替えはできませんので、必ず申請免除の手続きをしてください。

生活保護廃止以降は、申請免除をしないと国民年金保険料を納付しないかぎり保険料は未納扱いとなりますのでご注意ください。

年金労務無料相談会

とき	12月7日(日)午前10時～午後3時
ところ	イオン豊橋南店(野依町字落合)
内容	年金問題をはじめ、労働・社会保険などの専門家が無料で相談に応じます(予約不要)
問い合わせ	愛知県社会保険労務士会三河東支部 (☎45・1709)

年金の日

11月30日(いいみらい)が「年金の日」になりました。詳しくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052617.html>)をご覧ください。

シリーズ

ゴミのあれこれ 第8回

平成29年度から生ごみの分別収集を始めます

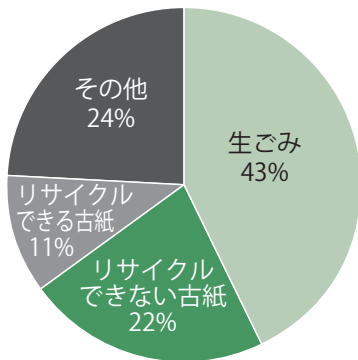
見た目や臭いから、ごみの中でも特にやっかい者扱いされている「生ごみ」。市は生ごみを資源として活用し、循環型社会を進めることを考えています。

問い合わせ 環境政策課 ☎51・2414



資源化センターに投入されるもやすごみ。もやすごみには多くの生ごみが含まれています。

■もやすごみの内訳 (市調査 平成21年・23年・25年平均)



生ごみはどのへんに出されているの??

家庭ごみの中で最も多く出されているごみは「もやすごみ」ですが、その中でも特に多いのが調理くずや食べ残しなどの「生ごみ」です。生ごみはもやすごみの約4割を占めており、豊橋市の家庭から出される生ごみの総量は年間約3万2千トンで、25メートルのプールに換算すると約400杯分になります。

生ごみを集めてリサイクルします

生ごみは水分が多く、中身もいろいろな物が混ざっているため、古紙やペットボトルなどの資源ごみと比べるとリサイクルが難しいものです。そのため、生ごみは、もやすごみの一部として収集され、資源化センターで焼却処理されています。しかし、生ごみは、分け方や集め方、処理方法を工夫すれば資源として利活用できます。

市ではリサイクルを進めるために、家庭から出される生ごみと下水処理により発生する汚泥などを専用の処理施設で発酵させ、バイオマスエネルギーとして有効活用する取り組みを、平成29年度から始める予定です。

どうやって生ごみを集めるの??

生ごみを上手にリサイクルするためには、ごみを出すときに、もやすごみから生ごみだけをきれいに分けてもらうことが必要です。そのために「生ごみ」という新しいごみの区分をつくり、もやすごみとは袋を分けてごみステーションに持ち出してもらったことを予定しています。



市では、平成29年度の生ごみの分別収集の開始に向け、ごみの分け方や出し方、収集方法の見直しを行っています。

生ごみの「減量」も大切です

ごみを資源としてリサイクルすることは大切なことですが、物をごみにしないこと、ごみを減らすことも大切です。生ごみはとても身近なものです。ほんの少しの心がけで減らすことができます。みなさんも、今からできるごみ減量に取り組みましょう。

■今からできる、生ごみ減量

- 食材は必要な分だけ買いましょう
- 食事を作り過ぎないようにしましょう
- 生ごみは捨てる前にギュッとひとしばり
- 堆肥化して家庭菜園で活用しましょう